国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

機密性２情報

令和７年４月２４日
延岡河川国道事務所

記　者　発　表　資　料

土砂はいりませんか？
～河川事業に伴う建設発生土の受入地募集について～

延岡河川国道事務所では、洪水を安全に流すための河道掘削工事を実施しております。掘削工事により発生した土砂は、関連工事または他の公共事業への活用を行うとともに工事の効率化・コスト縮減等を考慮した活用についても実施を考えております。

そこで、工事の効率的・経済的な実施ならびに建設発生土の有効活用を図るため、窪地の埋立や低地の嵩上げ等をお考えの方のご所有地を受入地とし、建設発生土の受入先を募集します。

受入地募集に関する詳細は、別添資料をご覧ください。

【受入地募集期間】
令和７年５月１日（木）～令和８年２月２７日（金）

【別添資料】
- 建設発生土「受入地募集の概要」について（別添－１）
- 土砂掘削予定箇所　位置図（別添－２）
- 【提出書類】建設発生土「受入申込書」（別添－３）
- 【提出書類】盛土規制法に基づく関連書類
（様式第１１号（第８条関係通知書）の写し等、許可内容が確認できる書面）

－お問合せ先－
国土交通省　九州地方整備局　延岡河川国道事務所
TEL：0982－31－1155（代表）
【河川】技術副所長　堤（つつみ）　宏徳（ひろのり）
工務第一課長　荒武（あらたけ）　宗人（むねと）

建設発生土「受入地募集の概要」について

１．応募の主旨

延岡河川国道事務所では、洪水を安全に流すための河道掘削工事を実施しております。掘削工事により発生した土砂は、関連工事又は他の公共事業への活用を行うとともに工事の効率化・コスト縮減等を考慮した活用についても実施を考えております。

そこで、工事の効率的・経済的な実施ならびに建設発生土の有効利用を図るため、窪地の埋立や低地の嵩上げ等をお考えの方のご所有地を受入地とし、建設発生土の受入先を募集します。

２．応募要件

（１）応募出来る方

以下（３．（１））の期間で埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です）。

（２）土地の要件

①土砂発生場所からの運搬距離が５０ｋｍ未満の位置に存在すること（運搬距離が短い受け入れ地を優先します）。

②埋立（盛土）土量が、３，０００立方メートル程度を越えるものとする。

※3,000 立方メートルの例（幅 50m×長さ 60m×高さ 1m＝3,000 立方メートル）

③大型ダンプトラック（１０ｔ車）で土砂の搬入ができること。

④法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了、或いは近々に手続き完了見込であること。

⑤令和７年５月より埋立等の土地造成等を予定いる場所において、盛土規制法に基づく規制区域（宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域）が指定されることから、事前に都道県知事へ許可申請し、許可を得ていること。

（申請前の土地所有者等全員の同意、周辺寿民への事前周知、許可基準への適合等）

※許可申請に伴う申請手数料については、申請者側の負担となります。

※規制区域指定以前から搬入等を行っており、規制区域指定日時点で施工中の場合は２１日以内に宮崎県へ届出が必要です。

※盛土規制法に関する規制区域の範囲は、宮崎県のウェブサイトで確認できます。

３．応募期間及び方法

（１）応募期間　：　令和７年５月１日（木）～ 令和８年２月２７日（金）

（２）必要書類　：　次の書類を、郵送又は持込にて提出して下さい。

①建設発生土「受入申込書」→別添－３の用紙
②土地所有者の同意書
③埋立等の許可証の写し（※取得中であれば取得後提出。）
④埋立位置、施工規模等を示した図面
⑤盛土規制法に基づく関連書類
（様式第１１号（第８条関係通知書）の写し等、許可内容が確認できる書面）

４．応募後

応募頂きました土地につきましては、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について現地立会及びヒアリング等にて、選考いたします。選考結果につきましては、随時、応募者へ通知させて頂きます。

＊選考にあたっては、各応募箇所の条件を比較し選考しますので、条件を満たしていても選定されない場合があることをご了承願います。

５．その他留意事項

①建設発生土の搬入（運搬）は、延岡河川国道事務所が行います（無料）。
ただし、転圧・締め固め等は行いません。
（転圧・締め固め等が必要な場合は、申し込み者において行ってください。）

②建設発生土の減、公共事業への搬入により、申し込み時の搬入量を確保出来ない場合があります。

③搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収、借地契約等の手続き及び施工を申し込み者において確実に行ってください。

④搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、周辺住民の皆様等への周知対応は申込者において必ずお願いします。また受入地の処理ができる対応できる体制を整えていただきますようお願いします。

⑤建設発生土搬入完了後の管理については、土地所有者等の責任において行って頂きます。
※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。

⑥搬入した土砂を営利目的にて使用したり、他の場所へ搬出することはできません。

⑦不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

⑧盛土規制法における規制区域（宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域）において、一定規模条の盛土を行う場合、事前に都道県知事の許可申請を必ずお願いします。許可を得ていない場合、建設発生土の搬入（運搬）を行うことはできません。

⑨建設発生土の受入期限については、令和８年２月２７日までを予定しています。

６．問い合わせ及び提出先

国土交通省　九州地方整備局　延岡河川国道事務所
〒８８２－０８０３　宮崎県延岡市大貫町１丁目２８８９
ＴＥＬ：０９８２－３１－１１６４
ＦＡＸ：０９８２－３３－６９０７
担　当：工務第一課　荒武（あらたけ）（内線 311）、橋本（はしもと）（内線 312）

土砂掘削予定箇所　位置図

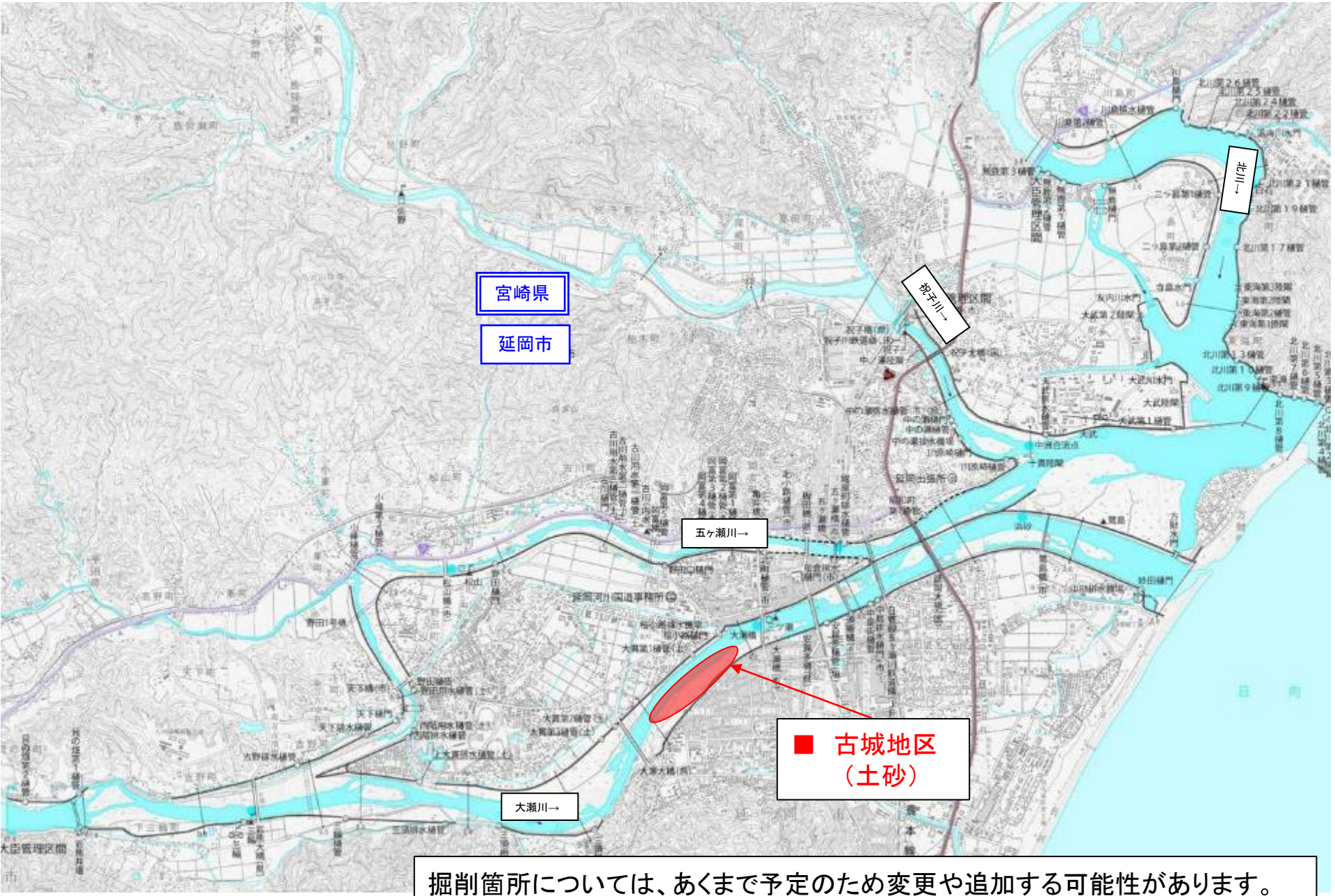

掘削箇所については、あくまで予定のため変更や追加する可能性があります。

申込日　令和　　年　　月　　日

建設発生土「受入申込書」

国土交通省　九州地方整備局
　延岡河川国道事務所長　殿

郵便番号：
住　　所：
氏　　名：　　印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

〇許可等を受けた事業に関する事項

事　業　名　称	
法 令 等 の 名 称	□盛土規制法 （□宅地造成等工事規制区域　□特定盛土等規制区域） □その他（　　）
許可等の時期及び 許 可 等 の 番 号	年　　月　　日 第　　号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土 砂 埋 立 行 為 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
工 事 予 定 時 期	年　月　日 ～　年　月　日

〇連 絡 先

所 属 名 称：

担当者氏名：

電 話 番 号：　　（内線）